

新総合火災共済

●専用住宅・併用住宅が補償対象

「建物」・「家財」そして特約で「設備・什器等」^{じゅう}「商品・製品等」も共済の対象となります。

「建物」・「家財」を
火災だけではなく
「もしもの災害」から守る
4つのプラン

A TYPE

万一の火災をしっかり補償

B TYPE

風・雹・雪の災害にも安心の補償

C TYPE

水濡れ・盗難等にも備えた充実補償

D TYPE

洪水などの水災にも備えた安心補償

※上記のA、B、C、Dの補償の記述はあくまで概要です。
詳しい補償についてはP5、P6をご確認ください。

ご契約時の共済金額を限度に

「復旧に必要な修理費」をお支払いします。

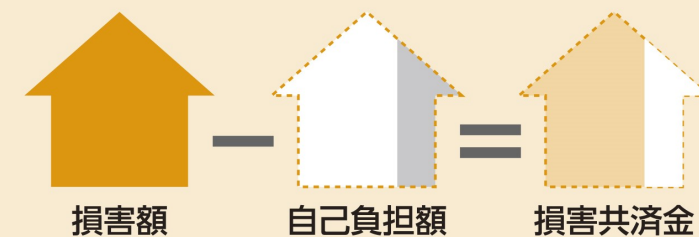
(水災を除く)

従来の火災共済では、「時価額」の契約が主体となっていました。新総合火災共済では「再調達価額」として損害額^{*}が全額補償され、損害額の再取得が自己資金なしで可能となりました。

建物については、「評価済共済」として、事故発生時には建物の再評価を行うことなく、全損の場合は協定再調達価額をお支払いし、分損の場合は再調達価額ベースによる損害額をお支払いすることになります。なお、家財については、再評価を行ない損害額をお支払いします。

※復旧に必要な修理費をいいます。

わかりやすい 共済金のお支払い



新総合火災共済では、契約時に建物の再調達価額の評価を適正に行った上でその範囲内で共済金額を設定して契約するため、共済金額を限度に損害額から自己負担額(風災・雹災・雪災のみ)を差し引いた額的全額をお支払いします。



このパンフレットをお読みになる前に▶▶押さえておきたい「共済用語」

被共済者 ひきょうさいしゃ

事故が発生した場合に損害を被られた方、すなわち共済契約によって共済の補償を受けられる方をいいます。

時価額 じかがく

共済の対象の再調達価額から使用による消耗および経過年数などに応じた減価額を控除した額をいいます。

再調達価額 さいちょうたつかがく

損害が生じた地および時において共済の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する額をいいます。

自己負担額 じこふたんがく

共済金をお支払いする事故が発生した場合に、契約者または被共済者が自己負担するものとして設定する額をいいます。損害額から自己負担額を差し引いた額を共済金としてお支払いします。(P5.④の事故の場合)

共済の対象 きょうさいのたいしょう

共済をつける対象のことをいいます。建物、家財が該当します。これらは、それぞれ別個に共済金額を設定してご契約をする必要があります。例えば、建物だけを契約した場合、家財の補償は受けられません。

共済金 きょうさいきん

損害共済金、臨時費用共済金、地震火災費用共済金、残存物取片づけ費用共済金または水道管修理費用共済金をいいます。

敷地内 しきちない

特別の約定がないかぎり、囲いの有無を問わず、共済の対象の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一共済契約者または被共済者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されことなく、これを連続した土地とみなします。

支払責任額 しはらいせきにんがく

他の共済契約等がないものとして算出した支払うべき共済金または保険金の額をいいます。

通知義務 つうちぎむ

ご契約以降に、ご契約内容に変更が生じた場合に、共済契約者または被共済者が組合に遅滞なく連絡しなければならない義務のことです。例えば、住居を店舗に改装した場合などが該当します。

評価済共済 ひょうかすみきょうさい

建物について、共済契約の対象と同等の建物を再築・再取得するために必要な額を基準として、組合と共済契約者との間で共済金額を定めることをいいます。

協定再調達価額 きょうていさいちょうたつかがく

建物について、共済の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額を基準として、組合と共済契約者または被共済者との間で評価し、協定した額で、共済契約証書に記載した額をいいます。

告知事項 こくちじこう

危険に関する重要な事項のうち、共済契約申込書の記載事項とすることによって組合が告知を求めたものをいいます。(注)
(注)他の共済契約等に関する事項を含みます。

新総合火災共済の
お引受けにあたって

1. 補償対象

2. 共済の対象および
共済の対象の範囲

3. 共済金の支払および
共済金額の設定方法

「新価・実損払」のみの引受けです。

- 建物：評価済共済となり、事故時の再評価を行わない。
- 家財：評価済共済とならず、事故時に再評価を行います。

4. 共済掛金の割引

5. 共済掛金の主なお支払い方法

共済掛金のお支払い方法は右よりお選びいただけます。

※長期年払で初回より口座振替を選択していただいた場合、
契約年数に応じて割引が適用されます。
詳しくは取扱代理所または当組合へお問い合わせください。

居住用の建物

専用住宅建物または併用住宅建物をいいます。

※併用住宅であれば、店舗・事務所等も引受対象とすることができます。

共済の対象 建物

共済の対象の範囲

- 「1つの建物」を全体の共済の対象とします。
- 以下のものは「建物」と所有者が同じ場合は、建物に含まれます。
 - 置、建具その他これらに類する物
 - 電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷暖房、エレベーター、リフト等の設備のうち、建物に付加されたもの
 - 浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち、建物に付加されたもの
 - 門、塀もしくは垣または物置、車庫その他の付属建物

ポイント

- 「建物」については、「評価済共済」となり、事故時に再評価を行います。

「築浅割引」

建物を共済の対象とすること契約で、共済始期日時点において建築年から共済始期年までの年数が20年未満である場合、建物の共済掛金に対して、割引が適用されます。

住居内に収容される家財一式

家具や衣服、テレビ、洗濯機・冷蔵庫等の損害は「家財」を共済の対象としてご契約いただかなければ補償されません！

共済の対象 家財

共済の対象の範囲

- 「1つの建物」内に収容される家財一式（物置等の付属建物内の収容家財を含みます。）を共済の対象とします。
- 宝石、貴金属、美術品等で1個または1組の価額が30万円を超えるものや稿本・設計書等の明記物件は、共済契約証書に明記して家財に含めます。

※「建物」と「家財」の所有者が異なる場合において「建物」のA.からU.までのもので、被共済者の所有する生活用のものは、特別の約定がないかぎり、家財に含まれます。

※家財一式には、自動車、通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手、乗車券等は含まれません。ただし、通貨、預貯金証書、印紙、切手、または乗車券等は、盗難の場合のみ補償の対象とします。

ポイント

- 「家財」については、事故時に再評価を行います。

参考 標準的な家財評価額表（再調達価額基準）

世帯主の年齢 \ 家族構成	1名	2名	3名	4名	5名
	独身世帯	夫婦	夫婦 子供1名	夫婦 子供2名	夫婦 子供3名
28歳未満	310万円	540万円	620万円	700万円	800万円
28歳以上33歳未満		730万円	830万円	890万円	990万円
33歳以上38歳未満		1,040万円	1,130万円	1,190万円	1,310万円
38歳以上43歳未満		1,260万円	1,360万円	1,440万円	1,540万円
43歳以上48歳未満		1,440万円	1,540万円	1,600万円	1,710万円
48歳以上		1,530万円	1,620万円	1,680万円	1,790万円

【特約】 設備・什器等損害特約
商品・製品等損害特約

※併用住宅建物内の設備・什器等、商品・製品等も特約により補償の対象とすることが可能です。

共済の対象 設備・什器等、商品・製品等

共済の対象の範囲

- 共済の対象となる建物の用途が「併用住宅」の場合にかぎり、「1つの建物」内に収容される業務用に使されるデスクやパソコン、商品など設備・什器等、商品・製品等を共済の対象とします。

ポイント

- 「設備・什器等」、「商品・製品等」については、事故時に再評価を行います。
- 共済の対象が商品・製品等の場合、盗難による損害はお支払いの対象外となります。

(2022年10月現在)

	内 容		直接集金	口座振替
一時払	1年契約について共済掛金をご契約時に一括払でお	支払いいただく方法です。	○	○
長期一括払	共済期間が1年を超える共済契約を一括払いでお	支払いいただく方法です。「長期新総合火災共済特約」がセットされます。	○	○
長期年払※	共済期間が1年を超える共済契約について、この共済契約に定められ	た総共済掛金を共済契約証書記載の回数および金額に分割してお支払いいただく方法です。「長期新総合火災共済共済掛金年払特約」がセットされます。	○	○
分割払	1年の契約にかかる共済掛金を分割でお支払いいた	だく方法です。「火災共済共済掛金分割払特約」がセットされます。	○	○

損害共済金の補償 内容

(ご希望の補償範囲に応じて4つの契約プランをご用意しました。)

補償内容	① 火災	② 落雷	③ 破裂または爆発	④ 風災・雹災・雪災*	⑤ 水災※ ¹	⑥ 物体の落下・飛来・衝突	⑦ 水濡れ	⑧ 騒擾・集団行動等に伴う暴力行為	⑨ 盗難※ ²
	 失火やもらい火による火災 消防活動による水濡れ、破壊等を含みます。	 落雷による衝撃または異常電流によって直接損害が生じたとき	 ボイラの破裂やガスの爆発等によって損害が生じたとき	 台風、旋風、竜巻、暴風などの風災、雹災、または豪雪、雪崩による雪災によって、共済の対象に損害が生じたとき * 1回の積雪期において複数生じた場合であって、おのおの別の事故によって生じたことが明らかでないときは、これらの損害は、1回の事故により生じたものと推定します。	 台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の水災によって損害が生じたとき	 建物の外部からの物体の落下や飛来、車両の飛び込みなどによって損害が生じたとき	 給排水設備の事故による漏水、放水、溢水または他の戸室の事故によって水濡れの損害が生じたとき	 デモ、ストライキなどによる暴力行為や破壊行為によって損害が生じたとき	 家財の盗難、または盗難の際に建物、家財などが壊されたり、汚されたりしたとき * 預貯金証書はその口座から現金が引き出されたとき
選べる契約プラン									
A TYPE	○	○	○	× 補償されません	× 補償されません	×	×	×	×
B TYPE	○	○	○	○	×	×	×	×	×
C TYPE	○	○	○	○	×	○	○	○	○
D TYPE	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※¹ 次のいずれかの場合に補償します。
 (ア) 建物が対象である場合は、協定再調達価額の30%以上の損害が生じたとき
 (イ) 家財が対象である場合は、再調達価額の30%以上の損害が生じたとき
 (イ) 共済の対象である建物または共済の対象である家財を収容する建物が床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水により損害が生じたとき

※² 次のいずれかの場合に補償します。
 (ア) 建物の盗取・汚損・損傷(建物を対象とした場合)
 (イ) 家財の盗取・汚損・損傷(家財を対象とした場合)
 (ウ) 現金・預貯金証書等の盗難(家財を対象とした場合)

費用共済金の補償内容

自動的にセットされる各種費用の補償です。

地震火災費用共済金

地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災で建物が半壊以上、または共済の対象の家財が全焼した場合は、共済金額の5%以内で1事故1敷地内ごとに300万円を限度としてお支払いします。
 ※Aタイプは補償されません。



残存物取片づけ費用共済金

損害共済金が支払われる場合に損害を受けた共済の対象の残存物の取片づけに必要な費用で実際にかかった費用をお支払いします。
 ※実費(損害共済金×10%限度)



水道管修理費用共済金

専用水道管が凍結によって損壊を受け、これを修理する場合の費用をお支払いします。(ただし、パッキングのみに生じた損壊は含みません。)
 共済の対象に建物が含まれる場合のみ補償します。
 ※1事故・1敷地内ごとに10万円限度

損害防止費用

火災、落雷、破裂・爆発による損害の発生および拡大の防止のために必要または有益な費用を支出した場合に、その損害防止費用の実費をお支払いします。



任意にお選びいただけます。

臨時費用共済金

損害共済金にプラスしてお支払いします。



損害共済金
×10%
限度額100万円

or
臨時費用
共済金
なし



左記④風災・雹災・雪災以外

損害額 = 損害共済金

左記④風災・雹災・雪災以外の補償に対する損害は、損害共済金として全額お支払いします。ただし、共済金額が限度となります。

自己負担額 (風災・雹災・雪災のみ)

自己負担額とは

損害額 - 自己負担額 = 損害共済金

左記④の補償に対する損害は、上記の算出によって損害共済金をお支払いします。ただし、共済金額が限度となります。

なし(0円) 5万円
10万円 20万円

※風災等支払方法変更特約(フランチャイズ型)
 [損害の額が20万円以上の場合にお支払い]とする特約を付帯することも可能です。



類焼見舞金補償特約

ご自分の家やお店が火事になってお隣やご近所が類焼してしまった場合に類焼先に見舞金をお支払いします。

- 住宅に限らず、店舗、事務所、工場などの建物や建物内収容の機械や商品も類焼補償の対象となります。
- 見舞金の額は一つの建物（建物内収容動産を含みます）ごとに300万円を限度にお支払いします。

●見舞金をお支払いする損害

ご契約された建物またはこれに収容される動産、ご契約された動産またはこれを収容する共済契約証書記載の建物から発生した火災、破裂または爆発による事故の場合に対象となります。

●お支払いする見舞金

損害の程度	お支払額
類焼先が 全損 の場合 （時価の80%以上の損害）	300万円 または時価損害額のいずれか低い額
類焼先が 半損 の場合 （時価の20%以上80%未満の損害）	150万円 または時価損害額のいずれか低い額
類焼先が 一部損 の場合 （時価の20%未満の損害）	50万円 または時価損害額のいずれか低い額

●見舞金をお支払いする対象物

上記の事故によって滅失、損傷または汚損（煙損害または臭気付着の損害を除きます。）を受けた方の建物または建物に収容される動産

次のものは除かれます（主なもの）

- ご契約された建物・動産またはご契約された動産を収容する共済契約証書記載の建物
- ご契約された建物・動産の所有者およびその所有者と生計を共にする同居の親族の所有する建物・動産
- 自動車（自動三輪車および自動二輪車を含み、原動機付自転車を除きます。）
- 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手その他これらに類する物
- 貴金属、宝石および宝玉ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの
- 建築中または取り壊し中の建物
- 建売業者等が所有する売却用の建物
- 国、地方公共団体等の所有する建物
- 動物、植物

借家人賠償責任補償特約

●共済金をお支払いする主な場合

建物を借用している方が、火災や破裂・爆発の事故により借戸室に損害を与えた結果、貸主に対して法律上の損害賠償責任を補償する特約です。

●共済金をお支払いできない主な場合

- 被共済者の心神喪失または指図
- 借戸室の改築、増築、取りこわし等の工事。ただし、被共済者が自己の労力をもって行った仕事による場合を除きます。
- 借戸室の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷等、その借戸室が有する機能の喪失または低下を伴わない損害
- 被共済者が次の①または②のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被共済者が被る損害
 - 被共済者が損害賠償に関し貸主との間に特約を締結している場合は、その特約によって加重された損害賠償責任
 - 被共済者が借戸室を貸主に引き渡した後に発見された借戸室の損壊に起因する損害賠償責任

主契約に付帯した場合のみ対象となり、共済期間は最長5年です。

特約掛金

建物の構造や共済金額に関係なく
一律年間掛金 1,500円

●総支払限度額

1事故につき 3,000万円

- 共済期間内に類焼見舞金を支払った場合は、類焼見舞金の額を控除した残額を以後の共済期間に対する総支払限度額とします。
- 共済期間が1年を超える契約は契約年度ごとに上記の規定を適用します。



●見舞金をお支払いできない主な場合

- 共済契約者、ご契約された建物・動産の所有者、またはその所有者と生計を共にする同居の親族または、これらの者の法定代理人の故意による損害
- 類焼補償被共済者（損害を受けた方）または、その法定代理人の故意または重大な過失または法令違反による損害
- 類焼補償被共済者でない者が類焼見舞金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反による損害。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動による損害
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- 共済掛金領収前に生じた事故による損害

主契約に付帯した場合にのみ対象となり、共済期間は最長5年です。

損害共済金をお支払いする場合

補償の種類	共済金をお支払いする主な事例*	お支払いする共済金	共済金をお支払いしない主な場合								
①火災	隣家が火災になり、自宅にも延焼し半焼、残った部分も水浸しで建て替えとなった。	【建物】 次の算式により算出した額とします。 ただし、基本契約の共済金額を限度とします。 損害の額^{*1} − 自己負担額^{*2} = 損害共済金 ※ 1 損害の額とは再調達価額を基準として算出し、共済の対象を事故発生直前の状態に復旧するために必要な費用をいいます。（協定再調達価額限度） ※ 2 風災・雹災・雪災による損害の場合にかぎり ます。 建物のみが共済の対象である場合は、⑨盗難の生活用の現金、切手、預貯金証書等の盗難は補償されません。	●ご契約者、被共済者（補償を受けられる方）、またはその同居の親族等の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害 ●地震・噴火またはこれらによる津波（以下地震等といいます。）によって生じた損害 ●地震等によって発生した事故の延焼または拡大により生じた損害や火元の発生原因を問わず地震等によって延焼または拡大した損害（地震火災費用共済金をお支払いする場合があります。） ●風、雨、雪、雹または砂塵その他これらに類するものの漏入により生じた損害 ●損害割合が30%未満であり、かつ「建物の床上浸水」または「地盤面より45cmを超える浸水」に至らない水災によって生じた損害 ●給排水設備事故に伴う水濡れ等の損害のうち、給排水設備自体に生じた損害 ●共済の対象が通常有する性質や性能を欠いていることによって生じた損害 ●自然の消耗または劣化によって生じた損害 ●すり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち、落書き等の単なる外観上の損傷や汚損								
②落雷	落雷により配電盤・給湯器ユニット・空調機ユニットの動作不能となり交換工事が必要となった。										
③破裂または爆発	たばこの火が充満していたガスに引火したことにより爆発が発生し、建物に損害が生じた。	【家財】 次の算式により算出した額とします。 ただし、基本契約の共済金額を限度とします。 損害の額^{*1} − 自己負担額^{*2} = 損害共済金 ※ 1 損害の額とは再調達価額を基準として算出し、共済の対象を事故発生直前の状態に復旧するために必要な費用をいいます。（再調達価額限度） ※ 2 風災・雹災・雪災による損害の場合にかぎり ます。									
④風災 雹災 雪災	・台風により住宅の雨樋が倒壊した。 ・雪の影響で、建物の屋根・外壁に損害が生じた。										
⑤水災	台風による大雨により浸水が発生し、建物の棟の高さまで完全に水没した。										
⑥建物外部からの物体の落下、飛来、衝突	自動車の当て逃げにより建物の外壁に亀裂が生じ、交換工事が必要となった。	明記物件の盗難の場合、組合が支払う損害共済金の額は、1回の事故につき、1個または1組ごとに100万円または家財の共済金額のいずれか低い額を限度とします。									
⑦水濡れ	排水管が詰まり、汚水が溢れる水濡れ損害が発生し、床の張り替えが必要となった。	現金・切手・預貯金証書等の盗難の場合、組合が支払う損害共済金の額は、1回の事故につき、1敷地内ごとに、下表の金額を限度として、損害の額を支払います。									
⑧騒擾・集団行動等に併う暴力行為	自宅前で集団による破壊行為が発生し、自宅の塀や壁が破壊されました。	<table><tr><th>事故の種類</th><th>限度額</th></tr><tr><td>通貨、印紙、切手、乗車券等の盗難</td><td>20万円</td></tr><tr><td>預貯金証書の盗難</td><td>200万円または家財の共済金額のいずれか低い額</td></tr></table>	事故の種類	限度額	通貨、印紙、切手、乗車券等の盗難	20万円	預貯金証書の盗難	200万円または家財の共済金額のいずれか低い額			
事故の種類	限度額										
通貨、印紙、切手、乗車券等の盗難	20万円										
預貯金証書の盗難	200万円または家財の共済金額のいずれか低い額										
⑨盗難	空き巣の被害にあい、硝子サッシを壊された。										
通貨、 預貯金証書 等の盗難	家財が共済の対象である場合において、共済契約証書記載の建物内における生活用の通貨、預貯金証書、印紙、切手または乗車券等（有価証券およびその他これらに類する物を除きます。）の盗難。	【⑨水災】 (ア) 建物が対象である場合は、協定再調達価額の30%以上の損害が生じたとき、家財が対象である場合は、再調達価額の30%以上の損害が生じたとき (イ) 共済の対象である建物または共済の対象である家財を収容する建物が床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水により損害が生じたとき <table><tr><th>水災による損害の程度 (注)</th><th>(ア) 共済の対象に30%以上の損害が生じたとき</th><th colspan="2">(イ) 床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水</th></tr><tr><th>共済金 支払方法</th><td>損害額（修理費） （ただし、損害共済金として支払う額は1回の事故につき、共済金額を限度とします。）</td><td>共済の対象に15%以上30%未満の損害が生じたとき 支払限度額（共済金額）×20% （ただし、損害共済金として支払う額は1敷地内ごとに300万円または損害の額のいずれか低い額を限度とします。）</td><td>共済の対象に15%未満の損害が生じたとき 支払限度額（共済金額）×10% （ただし、損害共済金として支払う額は1敷地内ごとに150万円または損害の額のいずれか低い額を限度とします。）</td></tr></table> (注) 建物については協定再調達価額に対する損害の程度、家財については再調達価額に対する損害の程度となります。	水災による損害の程度 (注)	(ア) 共済の対象に30%以上の損害が生じたとき	(イ) 床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水		共済金 支払方法	損害額（修理費） （ただし、損害共済金として支払う額は1回の事故につき、共済金額を限度とします。）	共済の対象に15%以上30%未満の損害が生じたとき 支払限度額（共済金額）×20% （ただし、損害共済金として支払う額は1敷地内ごとに300万円または損害の額のいずれか低い額を限度とします。）	共済の対象に15%未満の損害が生じたとき 支払限度額（共済金額）×10% （ただし、損害共済金として支払う額は1敷地内ごとに150万円または損害の額のいずれか低い額を限度とします。）	
水災による損害の程度 (注)	(ア) 共済の対象に30%以上の損害が生じたとき	(イ) 床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水									
共済金 支払方法	損害額（修理費） （ただし、損害共済金として支払う額は1回の事故につき、共済金額を限度とします。）	共済の対象に15%以上30%未満の損害が生じたとき 支払限度額（共済金額）×20% （ただし、損害共済金として支払う額は1敷地内ごとに300万円または損害の額のいずれか低い額を限度とします。）	共済の対象に15%未満の損害が生じたとき 支払限度額（共済金額）×10% （ただし、損害共済金として支払う額は1敷地内ごとに150万円または損害の額のいずれか低い額を限度とします。）								

* 家具や家電製品などは建物とは別に”家財“を共済の対象としなければ、損害を受けても共済金のお支払いができません。